

京 都 大 学 大 学 文 書 館 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略)</p> <p>(館長)</p> <p>第2条 大学文書館に、館長を置く。</p> <p>2 館長は、<u>京都大学の教授のうちから総長の指名する者をもって充てる。</u></p> <p>3 館長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>4 館長は、大学文書館の館務を総括する。</p> <p>(中 略)</p> <p>(事務組織)</p> <p>第10条 <u>大学文書館の事務は、総務部総務課において処理する。</u></p> <p>(後 略)</p>	<p>(館長)</p> <p>第2条 (同 左)</p> <p>2 館長は、<u>本学の理事又は教授のうちから総長の指名する者をもって充てる。</u></p> <p>3 } (同 左)</p> <p>4 }</p> <p>(事務組織)</p> <p>第10条 <u>大学文書館の事務組織については、京都大学事務組織規程(平成16年達示第60号)の定めるところによる。</u></p> <p>附 則</p> <p>この規程は、平成25年4月1日から施行する。</p>